

○社会教育法

〔昭和二十四年六月十日号外法律第二百七号〕

〔文部・郵政大臣署名〕

社会教育法をここに公布する。

社会教育法

(略)

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除〔平成十一年七月法律八七号〕

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる
こと。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べる
ことができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に
関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者
に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な
事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の
委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除〔昭和三四年四月法律一五八号〕